

第 6 号様式（第 7 条関係）

使用許可（変更）申請書（例）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

次のとおり を 専用使用
使 用 したいので申請します。

使 用 場 所	
使 用 数 量	
使 用 目 的	
使 用 期 間	
設 置 し よ う と す る 工 作 物 の 構 造	
備 考	

注 次の書類を添付すること。

- (1) 位置図
- (2) 実測平面図
- (3) 工作物構造図
- (4) その他知事が必要と認める書類

別 紙

使用許可書（土地）（例）

○ ○ 第 号
令和 年 月 日

様

許可者職
及び氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用許可申請は、下記の条件を付して許可します。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この書面を受けた日の翌日から起算して、3月以内に知事に審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この書面を受けた日の翌日から起算して、6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

記

許 可 区 分	使 用 許 可
行政財産の口座名	
行政財産の種類	

許 可 条 件

1 使用許可行政財産（以下「許可物件」という。）の明細

2 許可物件の所在地

3 使用の目的（用途）

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が
として使用する。

4 許可の期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 使用の目的に供する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

6 使用料

年額 円

7 使用料の支払方法

次に定めるところにより、別に発する納入通知書によって納入すること。

年 次	回 数	納 入 金 額	納 入 期 限
	第 1 回	円	令和 年 月 日
	第 2 回	円	令和 年 月 日
	第 3 回	円	令和 年 月 日
	第 4 回	円	令和 年 月 日
	第 5 回	円	令和 年 月 日
	計		

8 善良な管理者の注意をもって許可物件の管理の任にあたること。

9 許可物件の価格が著しく上昇し又は低下したとき若しくは許可物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認められるときは、許可条件 6 の使用料の額を増額し又は減額する。

10 使用者以外の者に使用させないこと。

11 使用の目的（用途）以外の用途に使用しないこと。

12 許可物件の原状を変更しないこと。ただし、別に許可を受けたときはこの限りでない。

13 許可物件の維持修繕等の費用は、許可者の負担とする。ただし、小規模の維持修繕等については承認を得て使用者が負担すること。

14 許可物件の一部が滅失し又は損傷した場合には、直ちにその状況を通知すること。

15 使用者に対し必要な報告を求め、又は職員が許可に係る場所若しくは使用者の事務所等に立ち入り、許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査したときは、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

16 使用料を納期限内に納入しないため督促状を発した場合は、鹿児島県財産に関する条例（昭和 39 年鹿児島県条例第 12 号）第 11 条第 1 項に規定する延滞金を納入しなければならない。

17 許可物件を故意若しくは過失により荒廃させ、又は損傷し、その他許可条件に違反したため許可者が、原状回復又は損害の賠償を請求したときは、その請求により指定する日までに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

- 18 次の一つに該当するときは、催告の手續を要しないでこの許可を取り消すことがある。
- (1) 公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
 - (2) 使用者が、許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき。
- 19 許可期間の満了又はこの許可を取り消されたため使用者又は第三者に損害を生じても許可者はなんらの責めにも任じない。
- なお、第三者の損害については、使用者の責めにおいて処理すること。
- 20 この許可により、使用者又は第三者が支出した有益費及び必要費その他の費用があってもこれを許可者に請求しないこと。
- 21 許可期間が満了し、又はこの許可を取り消されたときは、別に許可する場合を除き、指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。
- 22 使用者は、県と使用者間にて締結する管理業務協定書の規定を遵守すること。
- 23 使用者は、この許可条件末尾の誓約書を許可者に提出すること。
- 24 この許可条件に不服があるときは、この通知を受けた日から起算して5日以内（ただし、許可期間が10日未満の場合は、この通知を受けた日）にこの許可に係る申請を取り下げることができる。
- 25 この許可条件に疑義を生じ又はこの許可条件にない事項で必要が生じたときは、鹿児島県の関係条例規則等によるほか知事の定めるところによる。

(子メーターがあるもの用)

使用許可書（待合所）（例）

○ ○ 第 号
令和 年 月 日

様

許可者職
及び氏名

令和 年 月 日付けで申請のあった行政財産の使用許可申請は、下記の条件を付して許可します。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この書面を受けた日の翌日から起算して、3月以内に知事に審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この書面を受けた日の翌日から起算して、6月以内に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

記

許 可 区 分	使 用 許 可
行政財産の口座名	
行政財産の種類	

許 可 条 件

1 使用許可行政財産（以下「許可物件」という。）の明細

2 許可物件の所在地

3 使用の目的（用途）

使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が
として使用する。

4 許可の期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

5 使用の目的に供する期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

6 使用料

年額 円

ただし、使用者は、電気（等）使用料として、月々の使用量に応じ、許可者が発行する納入通知書により、光熱水費相当額を納入すること。

7 使用料の支払方法

次に定めるところにより、別に発する納入通知書によって納入すること。

年 次	回 数	納 入 金 額	納 入 期 限
	第 1 回	円	令和 年 月 日
	第 2 回	円	令和 年 月 日
	第 3 回	円	令和 年 月 日
	第 4 回	円	令和 年 月 日
	第 5 回	円	令和 年 月 日
	計		

8 光熱水費

使用者は、6に定める使用料のほか、当該施設の使用に係る光熱水費の実費相当額を負担するものとし、その算定方法は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費の算定について（昭和59年3月10日付け総括管理者通知）に基づき以下のとおりとする。

子メーターの使用量に基づき、親メーターにより県が支払う光熱水費を按分して算定する。

9 善良な管理者の注意をもって許可物件の管理の任にあたること。

10 許可物件の価格が著しく上昇し又は低下したとき若しくは許可物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認められるときは、許可条件6の使用料の額を増額し又は減額する。

11 使用者以外の者に使用させないこと。

12 使用の目的（用途）以外の用途に使用しないこと。

13 許可物件の原状を変更しないこと。ただし、別に許可を受けたときはこの限りでない。

14 許可物件の維持修繕等の費用は、許可者の負担とする。ただし、保守点検（日常の清掃等を含む。）及び軽度の維持補修（電球、ガラス、シャッター等）の費用は使用者が負担すること。

15 許可物件の一部が滅失し又は損傷した場合には、直ちにその状況を通知すること。

- 16 使用者に対し必要な報告を求め、又は職員が許可に係る場所若しくは使用者の事務所等に立ち入り、許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査したときは、その報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。
- 17 使用料を納期限内に納入しないため督促状を發した場合は、鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）第11条第1項に規定する延滞金を納入しなければならない。
- 18 許可物件を故意若しくは過失により荒廃させ、又は損傷し、その他許可条件に違反したため許可者が、原状回復又は損害の賠償を請求したときは、その請求により指定する日までに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 19 次の一つに該当するときは、催告の手續を要しないでこの許可を取り消すことがある。
 - (1) 公共若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
 - (2) 使用者が、許可条件の一つに違反する行為があると認めるとき。
- 20 許可期間の満了又はこの許可を取り消されたため使用者又は第三者に損害を生じても許可者はなんらの責めにも任じない。

なお、第三者の損害については、使用者の責めにおいて処理すること。
- 21 この許可により、使用者又は第三者が支出した有益費及び必要費その他の費用があってもこれを許可者に請求しないこと。
- 22 許可期間が満了し、又はこの許可を取り消されたときは、別に許可する場合を除き、指定する期日までに許可前の原状に回復して引き渡すこと。
- 23 使用者は、県と使用者間にて締結する管理業務協定書の規定を遵守すること。
- 24 使用者は、この許可条件末尾の誓約書を許可者に提出すること。
- 25 この許可条件に不服があるときは、この通知を受けた日から起算して5日以内（ただし、許可期間が10日未満の場合は、この通知を受けた日）にこの許可に係る申請を取り下げることができる。
- 26 この許可条件に疑義を生じ又はこの許可条件にない事項で必要が生じたときは、鹿児島県の関係条例規則等によるほか知事の定めるところによる。